

平成30年度（2018年度）
明星学苑 明星大学
児童福祉奨学金 募集要項

学生サポートセンター

平成30年度 明星学苑明星大学 児童福祉奨学金 募集要項

1. 制度目的

児童養護施設の在籍者で、大学での修学の意志があるにもかかわらず学費納入が困難となっている入学生を支援する。

2. 申請資格

奨学金申請をすることのできる者は、次の要件に該当する者とします。

資格・条件：

- ①大学の通学課程の学部に入学を志願する者。（大学院生・通信教育課程生・研究生・委託生・科目等履修生・聴講生を除く）
- ②児童養護施設に在籍した者であり、学業、人物ともに優秀である者。
※「資生堂児童福祉奨学生」は、入学後の審査となるため、今回申請する必要はありません。詳細はお問い合わせください。
- ③本学の減免型奨学金に採用されていない者。

※本奨学金に出願を希望する場合は、必ず、大学入試センター試験利用入学試験（前期）を受験してください。

学費減免額：

- ①**入学金の免除**
入学金を免除します（支払いの必要がありません）。
- ②**学費の減免**
1年当たり年間学費の半額
※前期分の学費を減免します（支払いの必要がありません）。
※休学者の在籍料及び入学検定料は含まれません。
また、学友会費は減免の対象となりません。

適用期間：

単年度（継続して奨学金の適用となる学生についても、審査は毎年度行う。）
※継続審査基準は入学後に提示します。

3. 審査方法

書類審査・必要に応じて面接審査

（提出された書類及び入学時の成績による書類審査を行う。※必要に応じて、面接審査を行う場合があります。）

4. 異動

奨学生は、出願書類に記入した氏名・住所または保証人等について変更が生じたときは、速やかに学生サポートセンターへ届け出てください。

5. 停止及び返還

奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の適用を停止し、既に支給している奨学金の返還等を求めることがあります。

- (1) 学則により退学、停学又は譴責の処分に付されたとき。
- (2) 学業成績が不良となったとき。
- (3) 法人の名譽を傷つけるなど、大学の学生として素行又は性行が不良と認められたとき。
- (4) 申請書及び提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 学則により休学したとき。
- (6) 継続審査において、奨学金の継続が不可とされたとき。
- (7) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

※ 休学した者は、復学した年度に継続審査で継続が承認された場合、翌年度から奨学金の適用を受けることができる。ただし、特段の事情がある場合は、委員会の議を経て、復学した年度から奨学金の適用を受けることができる。

6. 出願の手続き

必要書類を本学ウェブサイトよりダウンロードし、本学入学試験出願の際（簡易書留速達での郵送時）に同封してください。

※大学入試センター試験利用入学試験の前期受験者より選考するため、本奨学金に出願を希望する場合は、必ず、大学入試センター試験利用入学試験を受験すること。

7. 採用決定

本学入学試験合格発表日： **平成30年2月10日（土）**

※奨学金採用となった者は、入学後に指定の誓約書を提出いただきます。定められた期限までに提出してください。

8. 入学金免除・学費減免措置時期

入学金免除及び学費減免措置は、入学手続き時に行います。

提出書類について

提出された書類は返却できません。申し込み手続きにあたってお知らせいただく個人情報は、奨学金の選考以外の目的で使用することはありません。

必要書類		備考
全 員 提 出	① 所定の申請書	本学ウェブサイトよりダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。 ※ 両面印刷 してください。
	② 児童養護施設に在籍したことを証する書類	3ヶ月以内に発行したものを 提出してください。 ※特に書式はありません。
	③ 児童養護施設の長の推薦書	本学ウェブサイトよりダウンロードし、児童養護施設の長に依頼し、発行していただくください。 3ヶ月以内に発行したものを 提出してください。 ※ 厳封 して提出してください。
	④ 在籍した高等学校の校長の推薦書	本学ウェブサイトよりダウンロードし、高等学校の校長に依頼し、発行していただくください。 3ヶ月以内に発行したものを 提出してください。 ※ 厳封 して提出してください。
該 当 者 の み	⑤ その他本学が必要とする書類	必要に応じて書類の提出を指示する場合があります。